

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の概要

北海道

1. 法の目的

地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、北海道地方等の自立的発展に寄与する

2. 法の仕組み

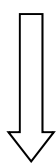
政府が道州制特区の対象となる都道府県を「特定広域団体」として指定(政令)



〔対象となりうるのは、北海道又は3以上の都府県が合併した都府県〕

政府が「道州制特別区域基本方針」を作成(閣議決定)

基本方針案の作成は道州制特別区域推進本部が行う



基本方針の中で、権限移譲など法令の特例措置について規定

道州制特別区域推進本部

- ・本部長：内閣総理大臣
- ・副本部長、本部員：国務大臣
- ・参与：北海道知事、埼玉県知事

実際に権限移譲をスタートするためには

→ 北海道が「道州制特別区域計画」を作成

北海道が新たな権限移譲等を国に提案する場合には

→ 北海道が基本方針の変更の素案を添えて提案

いずれの場合も関係市町村の意見聴取・道議会の議決が必要

道州制特別区域推進本部で北海道知事が総理・閣僚と同じテーブルで直接議論

提案を受け入れる場合

推進本部が基本方針の変更案を作成し、それに基づき閣議決定

提案が受け入れられない場合

その旨及びその理由を道に通知・公表

3. 移譲事務・事業(法律制定時に盛り込まれたもの)

<平成19年4月>

- 調理師養成施設の指定
- 危険猟法(麻醉薬の使用)の許可
- 商工会議所に対する監督の一部
- 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定
- 民有林直轄治山事業の一部

<平成22年4月>

- 直轄通常砂防事業の一部
- 開発道路に係る直轄事業
- 2級河川に係る直轄事業

< >内は、移譲開始時期(※既に終了した事業も含む)

○道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、市町村の合併の進展による市町村の区域の広域化、経済社会生活圏の広域化、少子高齢化等の経済社会情勢の変化に伴い、広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ、道州制特別区域の設定、道州制特別区域における広域行政の推進についての基本理念、道州制特別区域基本方針の策定、道州制特別区域計画の作成及びこれに基づく特別の措置、道州制特別区域推進本部の設置等について定め、もって地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「道州制特別区域」とは、北海道地方又は自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる地域を一体とした地方（三以上の都府県の区域（平成十八年四月一日現在における都府県の区域をいう。）の全部をその区域に含むものに限る。）のいずれかの地方の区域の全部をその区域に含む都道府県であって政令で定めるもの（以下「特定広域団体」という。）の区域をいう。

2 この法律において「広域行政」とは、特定広域団体により実施されることが適当と認められる広域にわたる施策（以下「広域的施策」という。）に関する行政をいう。

3 この法律において「法令の特例措置」とは、法律により規定された国の行政機関の長の権限に属する事務及び事業（以下「事務等」という。）についての第十二条、第十三条及び第十六条に規定する法律の特例に関する措置並びに政令又は主務省令により規定された国の行政機関の長の権限に属する事務等についてのそれぞれ政令又は主務省令で規定する特例に関する措置をいう。

4 この法律において「特定事務等」とは、別表に掲げる事務等であって、第十二条、第十三条及び第十六条の規定並びに前項の政令又は主務省令の規定により、法令の特例措置が適用されるものとして、その範囲が定められているものをいう。

（基本理念）

第三条 道州制特別区域における広域行政の推進（以下単に「広域行政の推進」という。）は、広域に分散して存在する産業、福祉、文化等の有する機能及び経済活動、社会活動その他の活動に利用される資源を有効かつ適切に組み合わせ一体的に活用することを旨として、行われなければならない。

2 広域行政の推進は、その区域内の各地域の特性に配慮しつつ、各地域における住民の福祉の向上並びに経済及び社会の発展に寄与することを旨として、行われなければならない。

3 広域行政の推進は、国と特定広域団体との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域団体の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として、行われなければならない。

（国及び特定広域団体の努力義務）

第四条 （略）

第二章 道州制特別区域基本方針

（道州制特別区域基本方針）

第五条 政府は、広域行政の推進に関する基本的な方針（以下「道州制特別区域基本方針」という。）を定めなければならない。

2 道州制特別区域基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 広域行政の推進の意義及び目標に関する事項

二 広域行政の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置（特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。）についての計画及び当該計画の計画期間

四 第七条第一項に規定する道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項

五 この法律の規定による広域行政の推進の評価に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、広域行政の推進のために必要な事項

3 （略）

4 政府は、第二項第三号の計画期間（以下単に「計画期間」という。）が満了することとなる場合においては、あらかじめ、同号に規定する措置を継続する必要性その他の評価を行って道州制特別区域基本方針を見直し、必要が生じたときは、内閣総理大臣は、道州制特別区域推進本部が作成した道州制特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。情勢の推移により道州制特別区域基本方針の変更をする必要が生じたときも、同様とする。

5 (略)

(特定広域団体の提案)

第六条 特定広域団体は、広域行政の推進に関して、内閣総理大臣に対し、次条第一項に規定する道州制特別区域計画の実施を通じて得られた知見に基づき、道州制特別区域基本方針の変更についての提案（以下この条において「変更提案」という。）をすることができる。この場合においては、当該変更提案に係る道州制特別区域基本方針の変更の素案を添えなければならない。

2～4 (略)

第三章 道州制特別区域計画に基づく特別の措置

第一節 道州制特別区域計画の作成等

(道州制特別区域計画の作成)

第七条 特定広域団体は、道州制特別区域基本方針に基づき、その広域行政の推進に関する計画（以下「道州制特別区域計画」という。）を作成することができる。

2 道州制特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 道州制特別区域計画の目標
- 二 当該特定広域団体が実施しようとする広域的施策の内容
- 三 前号の広域的施策を効果的かつ効率的に実施するために当該広域的施策と併せて実施しようとする特定事務等に関する事項
- 四 特定広域団体が道である場合にあつては、次に掲げる国が実施している工事又は事業のうち第二号の広域的施策を効果的かつ効率的に実施するために当該広域的施策と併せて自ら実施しようとするものの内容イ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事（火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において施行するものを除き、同法第六条第一項の規定により国土交通大臣が管理し、その工事を施行し、又はその維持をしている砂防設備で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものに係るものに限る。）ロ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業（国が当該保安施設事業を行っている森林又は原野その他の土地の区域のうち国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第一項に規定する国有林野以外の土地の区域で農林水産大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものにおけるものに限る。）ハ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第一項に規定する道道（同法第八十八条第二項の規定により国土交通大臣が道である特定広域団体の権限の全部又は一部を行っているものに限る。）で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものの改築に関する事業ニ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五条第一項に規定する二級河川（同法第九十六条の規定に基づく政令の規定により国土交通大臣が道である特定広域団体の知事の権限の全部又は一部を行っているものに限る。）で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものの改良工事
- 五 第二号の広域的施策の施策効果（当該広域的施策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が住民の生活、経済及び社会並びに行政運営に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。）の把握及びこれを基礎とする評価に関する事項
- 六 その他内閣府令で定める事項

3 特定広域団体は、道州制特別区域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上、当該特定広域団体の議会の議決を経なければならない。

4 特定広域団体は、道州制特別区域計画を作成したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出するとともに、内閣府令で定めるところにより、公告しなければならない。

5 前二項の規定は、道州制特別区域計画の変更について準用する。

(国の援助)

第八条 (略)

(報告)

第九条 (略)

第二節 法令の特例措置

(法令の特例措置の適用)

第十条 特定事務等であつて道州制特別区域計画に定められたものについては、計画期間内に限り、法令の特例措置を適用する。

第十一条～第十八条 (略)

第三節 交付金の交付

第十九条 国は、道である特定広域団体に対し、当該特定広域団体の作成した道州制特別区域計画に第七条第二項第四号に掲げる事項が定められている場合において、当該特定広域団体が次の各号に掲げる工事又は事業を実施するときは、その実施に要する経費に充てるため、主務省令で定めるところにより、予算の範囲内で、当該各号に定める種類の交付金を交付することができる。

- 一 第七条第二項第四号イに掲げる砂防工事 特定砂防工事交付金
- 二 第七条第二項第四号ロに掲げる保安施設事業 特定保安施設事業交付金
- 三 第七条第二項第四号ハに掲げる事業 特定道路事業交付金
- 四 第七条第二項第四号ニに掲げる改良工事 特定河川改良工事交付金

2～3 (略)

第四章 道州制特別区域推進本部

第二十条～第二十九条 (略)

第五章 雑則

第三十条～第三十三条 (略)

附 則

第一条～第二条 (略)

(検討)

第三条 政府は、附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行後八年を経過した場合において、広域行政の推進における国及び特定広域団体の行政の効率化の状況その他のこの法律の施行の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、交付金に関する制度その他の広域行政の推進に関する制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第四条～ (略)

別表 (第二条、第十二条、第十三条、第十六条、第十八条関係)

番号	事務等の名称	関係条項
一	削除	第十一条
二	生活保護法第四十九条の規定による国が開設した病院等の指定に関する事務	第十二条 (第二項を除く。)
三	生活保護法第五十四条の二第一項の規定による国が開設した地域密着型介護老人福祉施設等の指定に関する事務	第十二条 (第一項を除く。)
四	商工会議所法第四十六条第三項の商工会議所の定款の変更の認可及び同法第六十条第三項の商工会議所の解散の認可に関する事務	第十三条
五	削除	第十四条
六	削除	第十五条
七	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第三十七条第一項の規定による危険猟法 (麻酔の作用を有する劇薬で政令で定めるものを使用する猟法に限る。) の許可に関する事務	第十六条
八	前各号に掲げるもののほか、政令又は主務省令で定める事務等	